

令和元年6月28日

株式会社レオパレス21  
代表取締役社長 宮尾 文也 殿

国土交通省住宅局建築指導課  
課長 淡野 博久

共同住宅における建築基準法に基づき認められている仕様への不適合への  
今後の対応等について

国土交通省が設置した「共同住宅の建築時の品質管理のあり方に関する検討会」において、令和元年6月28日に取りまとめられた提言を踏まえ、「共同住宅における建築基準法に基づき認められている仕様への不適合への対応について」（平成31年国住指第3735号）、「共同住宅における建築基準法に基づき認められている仕様への不適合への対応について」（令和元年国住指第397号）に加え、以下の対応を求める。

①再発防止策の確実な実施

- ・令和元年5月29日に貴社が報告した再発防止策の実施状況について、定期的に、国土交通省に報告を行うとともに、対外的に公表すること。

②不適合の調査及び改修

- ・不適合の調査及び改修にあたっては、国土交通省からの指示を踏まえて適切に実施し、調査及び改修の進捗状況について継続的に国土交通省に報告を行うとともに、対外的な公表を継続すること。